

「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行业」募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行业」

(2) 業務の目的

「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うことで、乳児家庭の孤立化防止を目的として実施しています。

本事業では、訪問時に養育者に配布する子育て支援に関する情報を掲載した冊子を、市と共同で製作し、無償で市に提供、納入していただける法人又は個人事業者（以下、「共同発行业」という。）を募集します。

(3) 業務内容

別紙1「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行业」仕様書のとおり

(4) 見積上限額

設定なし（市費の負担なし。共同発行业による全額負担）

(5) 履行期間

協定締結日～令和10年4月30日

(6) 納品日

令和9年度版：令和9年4月30日まで

令和10年度版：令和10年4月30日まで

2 応募資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 本事業の業務を支障なく遂行できること。
- (5) 自治体との類似の事業実績があること。

3 公募期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月17日（水）

4 参加表明書及び関係書類提出

- (1) 提出期間 公募開始日から令和8年6月2日(火)12時まで（必着）
(2) 提出書類 以下の書類を提出してください。

提出書類	留意事項
① プロポーザル参加表明書（様式1）	要押印
② 会社概要（様式2）	
③ 業務実績調書（様式3）	
④ 誓約書（様式4）	要押印

- (3) 提出方法 メール(13 問い合わせ先参照)で提出
※タイトルは「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行业」に係る参加表明書としてください。
※①④は、押印後、スキャンしたデータを送付してください。
なお、原本は、企画提案書の提出時に、併せて提出してください。

5 質問及び回答

- (1) 受付期間 公募開始日から令和8年5月20日(水)12時まで（必着）
(2) 提出書類 質問書（様式5）
(3) 提出方法 メール（13 問い合わせ先参照）で提出
※タイトルは「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行业」に係る質問書としてください。
(4) 回 答 令和8年5月27日(水)までに那覇市公式ホームページ等にて回答

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 公募開始日から令和8年6月17日(水)17時まで（必着）
(2) 提出書類の作成方法
① 提案書（様式7）を鑑とし、添付する提案資料は自由様式とする。ただし、用紙サイズは、原則としてA4判とし縦置き横書きとする（図面等についてはA3判とし、折り込むことは可）。
② 提案書は表紙、各種様式を除いて30ページ以内とする。
③ 提案書はカラー印刷をすること。

(3) 提出書類

提出書類	留意事項	部数
① 企画提案提出書（様式 6）	要押印	1 部
② 提案書（様式 7）	別紙として作成する場合、様式 7 に記載している項目ごとに作成すること。 記載内容に漏れが無いようにすること。	10 部
③ 冊子見本	過去に類似冊子がある場合は提出すること。 (無ければ中身が分かる冊子見本でも可)	10 部
④ 4-(3)の原本一式	4-(3)の①～④の原本一式を提出すること	1 部

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

持参：9 時～17 時(12 時～13 時は除く)。閉庁日(土日、祝日)は受付不可。

郵送：簡易書留やレターパックなど追跡が可能な手法に限る。

(5) 提出先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 2F

こどもえがお相談課（こども家庭センターなは）

7 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査機関及び審査方法

那覇市職員で構成する審査委員会にて書類審査を行う。

(2) 評価基準

別紙 2 参照

(3) 審査の前提

提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外として選外とする。

(4) 優先交渉権者の選定

評価点を合計し、順位を 1 位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。優先交渉権者選定の手順は以下のとおり。

① 順位を 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。

② ①の方法において、順位を 1 位とした委員の数が同数の場合は、当該提案事業者の順位を 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。

③ ②の方法においても、順位を 2 位とした委員の数が同数の場合、当該提案事業者の順位を 1 位とした委員の当該提案事業者に係る採点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

- ④ ③の方法でも優先交渉権者が決しない場合は、委員会で協議し決定する。
- ⑤ 応募者が1者の場合も審査し、委員会の合意をもって優先交渉権者とする。
- ⑥ ①～⑤に関わらず、委員の評価点の合計が6割に満たない場合は選外とする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (3) 募集要項に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合。
- (4) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者選定後、優先及び次点交渉権者を市ホームページ等にて公表する。
- (2) 審査結果についての意義申立及び問い合わせには、対応しないものとする。

10 協定書締結に向けての協議

優先交渉権者と協定書締結に向けた協議を行い、整い次第速やかに協定締結の手続きを行う。なお、協議により優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と協議を行う。

11 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年5月1日（金） |
| (2) 質問受付期間 | 公募開始日～令和8年5月20日（水）12時まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年5月27日（水）までに回答 |
| (4) 参加表明書提出 | 令和8年6月2日（火）12時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和8年6月3日（水）までに通知予定 |
| (6) 提案書提出 | 令和8年6月17日（水）17時まで |
| (7) 審査結果通知日 | 令和8年7月6日（月）までに通知予定 |

12 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の所有権は市にあるものとし、提出資料の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属し、市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

- (6) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。

13 問い合わせ先

那覇市役所 こどもみらい部 こどもえがお相談課企画グループ（本庁 2 階）

TEL:098-863-0777 FAX:098-894-2131

E-Mail: KM-EGA0001@city.naha.lg.jp 担当：島袋、前川